⑷　平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」（建物管理等各種保守管理）のＡ又はＢ何れかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑸　外務省及び他の府省から指名停止を受けている期間中でないこと。
⑹　警備業法第４条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
⑺　警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑻　入札参加グループでの入札について　本業務の実施にあたっては一企業とするが、入札参加グループとすることも可能とする。
①　単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができるものとする。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及びグループ企業として参加するものとする。なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、もしくは単独で入札に参加することはできないものとし、また、代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書類と併せて提出すること。
②　代表企業は上記⑴から⑸及び⑺のすべての要件を満たすとし、グループ企業は⑴から⑶、⑸及び⑺のすべての要件を満たすとともに、平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札実施地域における「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ何れかの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑼　事業協同組合の入札について　入札参加予定の事業協同組合構成員は、他の入札参加グループに参加又は単独で入札に参加することはできないものとする。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所
①　入札書の提出場所　下記②に示す場所。
②　契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　青木　慶子　電話03―3580―3311　内線5741　ＦＡＸ03―5501―8097
⑵　入札説明会の日時及び場所　平成26年１月８日午後２時00分　外務省760号室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成25年12月25日午後５時00分までに上記３⑴②までＦＡＸにて連絡すること。
⑶　企画書及びその他必要書類の提出期限　平成26年２月５日午後５時00分
⑷　入札書の提出期限　平成26年３月５日午後２時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成26年３月５日午後３時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴②に同じ。
仕様関係：大臣官房会計課管理室　井上　秀樹　電話03―3580―3311　内線3619　ＦＡＸ03―5501―8103

4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに書類にて提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に遂行できると支出負担行為担当官が判断した入札者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者であって、入札説明書等で指定する性能、技術等の要求要件のうち、必須とされた項目の基準をすべて満たす提案をした入札者の中から、入札説明書等において定める総合評価の方法に基づく計算を行い、得点の最も高い者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち総合評価の方法による得点の最も高い者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kozo Honsei, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
⑵　Classification of the services to be procured : 75
⑶　Nature and quantity of the services to be required : The service of office and facility cleaning in the building of the Ministry of Foreign Affairs, 1 set
⑷　Fulfillment period : From April 1, 2014 through March 31, 2017
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ②not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A or B "offer of Services etc" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
⑺　Date and time of tender explanation meeting : 2 : 00 p.m. January 8, 2014
⑻　Time-limit for tenders bring with : 2 : 00 p.m. March 5, 2014
⑼　Contact point for the notice : Hideki Inoue, Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 Ext. 3619

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年12月18日
支出負担行為担当官
近畿財務局総務部次長　吉武　正訓
◎調達機関番号　015　◎所在地番号　27
1　調達内容
⑴　品目分類番号　75、78
⑵　調達件名及び数量　大阪合同庁舎　第２・４号館の管理・運営業務　一式
⑶　調達件名の特質等　入札説明書等による
⑷　履行期間　平成26年４月１日から平成29年３月31日
⑸　履行場所　入札説明書等による
⑹　入札方法　入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
⑵　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
⑶　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。